

怪しい通販サイトに注意

見守り 新鮮情報

- ☑ 市場で希少な商品が入手可能
- ☑ 米やブランド品が不自然に安い
- ☑ サイト内の日本語表記が不自然
- ☑ 支払い方法が限定されている。振込先の銀行口座が個人名義
- ☑ キャンセル、返品、返金ルールの記載がない

怪しい通販サイトに ご注意



©Kurosaki Gen

- ☑ 事業者の名称、住所、電話番号が明記されていない
- ☑ 事業者情報をインターネット検索で調べると、無関係の事業者情報など、嘘の情報が記載されている
- ☑ 問い合わせ先のメールアドレスがフリーメール
- ☑ 問い合わせ先の電話番号が通じない

ひとこと助言

不自然に安いのは
怪しいよ



見守くん

- ブランド品や入手困難な米などが安く買えるなど、通販サイトを見て注文し代金を支払ったのに商品が届かないなどの相談が寄せられています。少しでも怪しいと感じたら利用はやめましょう。
- 被害にあった場合は、すぐにクレジットカード会社や振込先銀行に相談しましょう。併せて最寄りの警察に被害を届け出ましょう。
- 不安なときはお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談下さい（消費者ホットライン188）。海外事業者とのトラブルについては国民生活センター越境消費者センター（<https://www.ccj.kokusen.go.jp/>）でも相談を受け付けています。被害の相談は警察でもできます（警察相談専用電話「#9110」）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第515号（2025年7月3日）発行：独立行政法人国民生活センター

前橋市消費生活センター ☎027（898）1755

「見守り」と「気づき」で高齢者の被害を防ごう

見守り 新鮮情報

見守りと気づきの ポイント

＜居室・居宅の様子＞

- 不審な契約書や請求書、宅配業者からの不在通知などはないか
- 不審な健康食品、魚介類などはないか
- 新品の布団など、同じような商品が大量にないか
- 屋根や外壁などに不審な工事の形跡がみられないか
- 複数社から配達された新聞や景品類はないか
- 居室が不自然に散らかっていないか
- 不審な業者が出入りしている形跡はないか

＜本人の言動や態度など＞

- 不審な電話やメールのやり取りなどはないか
- お金に困っている様子はないか
- 預金通帳などに不審な出金の記録はないか
- 何を買ったか覚えていないなど、判断能力に不安はないか
- 元気がないなど困った様子はないか

「見守り」と「気づき」で 高齢者の被害を防ごう

ひとこと
助言



見守るくん

- 困ったとき、心配なときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。家族や地域包括支援センターの職員など周囲の方からでも相談できます。
- 「知らない電話には出ない」「その場で契約せず家族や周囲に相談する」など対応策も伝えましょう。地域の見守り活動や留守番電話機能なども活用しましょう。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第521号(2025年9月18日)発行：独立行政法人国民生活センター

前橋市消費生活センター ☎027(898)1755